

長門市内の一部の建築物について、 令和元年6月25日から申請窓口が変更になりました。

令和元年7月 長門市建設部建築住宅課

平成30年改正建築基準法の施行により、法第6条第1項第1号に係る建築物の対象規模が変更となりました。

これにより、令和元年6月25日から、長門市内の以下の用途・規模の建築物について、申請窓口が山口県宇部土木建築事務所から長門市になりました。

1 申請窓口が変更になった用途・規模

建築基準法別表第1(イ)欄に掲げる用途*に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの

※例：集会場、共同住宅、学校、飲食店、物販店舗、倉庫、自動車車庫 等

2 関係する主な申請書類

- (1) 建築基準法に関する申請及び届出（確認申請、建築工事届、建築物除却届 等）
- (2) 建設リサイクル法に関する届出（解体工事届 等）
- (3) 長期優良住宅普及促進法に関する認定申請
- (4) 都市低炭素化促進法に関する認定申請
- (5) 山口県福祉のまちづくり条例に関する届出

ご不明な点がございましたら、建築住宅課建築係(TEL0837-23-1149)までお問い合わせください。